

役員報酬及び費用に関する規程

制定日：平成 23 年 5 月 20 日

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下「本協会」という。）の定款第 25 条の規程に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 19 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤の理事とは、総会で選任された理事のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務実態のある者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 本協会は、常勤の理事に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第 4 条 常勤の理事の報酬は、月額報酬及び賞与を含む総額 1,200 万円の範囲内で、経験・能力等を考慮して、理事会の決議を経て会長が定める。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤の理事について、給与及び賞与の支給は、給与は毎月 20 日に支払い、賞与は 6 月並びに 12 月に支払うものとする。

(報酬の支払方法)

第 6 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第 7 条 役員に対しては、第 2 条第 1 項第 4 号に規定する費用を支払うことができる。

- 2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として実費の通勤手当を支給する。

(公 表)

第 8 条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、公益社団法人日本缶詰協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。